

岐 阜 県 公 報

目 次

人事委員会規則

- 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会 三三五 ページ)
- 委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (同 三三五)

告 示

- 鳥獣の保護区及び特別保護区の指定 (地球環境課 三三六)

公 示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課 三三七)
- 大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業流通課 三三七)
- 大規模小売店舗の廃止の届出に関する件 (同 三三八)
- 高山都市計画の図書の縦覧 (都市政策課 三三八)
- 土地改良区役員の退任及び就任 (西濃農林事務所 三三九)
- 土地改良区の定款の変更認可 (同 三四一)

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第九号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の三第二項第五号中「から週休日」の下に、「条例第三十七条の四第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県地方競馬組合の項中、「参事」を削り、「保安部長」を「企画競走部長」に改め、同表東濃西部広域行政事務組合の項中、「東濃西部視聴覚ライブラリー館長」を削り、同表境川右岸下流地帯水防事務組合の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表東濃西部広域行政事務組合の項の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

告示

岐阜県告示第三百十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定による鳥獣保護区の指定及び同法第二十九条第一項の規定による特別保護地区の指定をするため、同法第二十八条第四項及び同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、鳥獣保護区及び特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案並びにこれらの縦覧場所を公告する。

なお、同法第二十八条第五項及び同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第五項の規定により、当該区域に係る住民及び利害関係人は、平成二十二年四月三十日から平成二十二年五月十三日までの間に当該指針の案について、岐阜県知事に意見書を提出することができる。

平成二十二年四月三十日

岐阜県知事 古田肇

名	称	区	域
一 鳥獣保護区及び特別保護地区の名称及び区域			

東町鳥獣保護区

多治見市東町三丁目と東町二丁目と土岐市境の交点を起点とし、土岐市境を南東進したのち南進し東町四丁目と下沢町三丁目との境界との交点に至り、同境界を南西進したのち北進し同町境を西進し市道〇一五二〇〇線との交点に至り、同市道を北進し同線と東町三丁目の境界に至り、同境界を北東進し同町と東町二丁目との境界に至り、同境界を北西進したのち北東進し同町と土岐市境の交点に至り、同市道を南東進し起点に至る線により囲まれた区域

日坂特別保護地区

揖斐郡揖斐川町大字日坂地内の貝月谷と奥イワイ谷との合流点を起点とし、同所から貝月谷と奥イワイ谷を分ける稜線を南進し大字日坂と大字春日美東との境界に至り、同所から同境界を南西進したのち北西進し貝月山三角点（一二四・三メートル）に至り、同所から大字坂内坂本との境界を北進し日坂区有林との境界を北東進し貝月谷に至り、同所から同谷を南進し起点に至る線により囲まれた区域

安桜山特別保護地区

関市西本郷通一丁目と二丁目を分ける一級河川関川に架かる安桜橋を起点とし、同所から同河川を北東進し普通河川の通称ホテル川に至り、同所から同河川を東進し黒屋橋に至り、同所から市道幹二・一三号線を南進し市道一・四六五号線に至り、同所から市道幹一・四六五号線を西進し主要地方道美濃関停車場線に至り、同所から同主要地方道を北西進し市道幹二・五七号線に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線により囲まれた区域

二 鳥獣保護区及び特別保護地区の存続期間

平成二十二年十一月一日から
平成三十二年十月三十一日まで

三 鳥獣保護区及び特別保護地区の保護に関する指針の案

名	称	指	定	区	分	指	定	目	的
東町鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区								当該地域は、湿地性植物であるシデコブシ、サギソウなどが自生し、ハッチョウトンボなどが確認される良好な湿地が残されている。また、その良好な自然環境から、オオタカ（環境省レッドリスト準絶滅危惧種）が狩り場としている地域である。そこで、鳥獣の保護を図り、自然とのふれあいや鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の

<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>東町鳥獣保護区</td> </tr> <tr> <td>縦 覧 場 所</td> <td>環境生活部地球環境課、東濃振興局環境課及び多治見市役所</td> </tr> <tr> <td>名 称</td> <td>日坂特別保護地区</td> </tr> <tr> <td>縦 覧 場 所</td> <td>環境生活部地球環境課、西濃振興局揖斐事務所及び揖斐川町役場</td> </tr> <tr> <td>名 称</td> <td>安桜山特別保護地区</td> </tr> <tr> <td>縦 覧 場 所</td> <td>環境生活部地球環境課、中濃振興局中濃事務所及び関市役所</td> </tr> </table>	名 称	東町鳥獣保護区	縦 覧 場 所	環境生活部地球環境課、東濃振興局環境課及び多治見市役所	名 称	日坂特別保護地区	縦 覧 場 所	環境生活部地球環境課、西濃振興局揖斐事務所及び揖斐川町役場	名 称	安桜山特別保護地区	縦 覧 場 所	環境生活部地球環境課、中濃振興局中濃事務所及び関市役所	<table border="1"> <tr> <td>日坂特別保護地区</td> <td>森林鳥獣生息地の保護区</td> <td>場の確保するため、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。</td> </tr> <tr> <td>安桜山特別保護地区</td> <td>身近な鳥獣生息地の保護区</td> <td>当該地域は、関市の中心部に位置し、南側は商店街、北側については区画整理された住宅地で、東西両側も住宅密集地である。特に、当該鳥獣保護区の中でも安桜山を中心とする山林内は関市が管理する遊歩道や東屋があり、市民の憩いの場になっていることから、自然環境が適切に保全され、住宅地の中にもありながら多種多様な野鳥の宝庫として、特に重要な区域となっている。そこで、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。</td> </tr> </table>	日坂特別保護地区	森林鳥獣生息地の保護区	場の確保するため、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。	安桜山特別保護地区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該地域は、関市の中心部に位置し、南側は商店街、北側については区画整理された住宅地で、東西両側も住宅密集地である。特に、当該鳥獣保護区の中でも安桜山を中心とする山林内は関市が管理する遊歩道や東屋があり、市民の憩いの場になっていることから、自然環境が適切に保全され、住宅地の中にもありながら多種多様な野鳥の宝庫として、特に重要な区域となっている。そこで、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。
名 称	東町鳥獣保護区																		
縦 覧 場 所	環境生活部地球環境課、東濃振興局環境課及び多治見市役所																		
名 称	日坂特別保護地区																		
縦 覧 場 所	環境生活部地球環境課、西濃振興局揖斐事務所及び揖斐川町役場																		
名 称	安桜山特別保護地区																		
縦 覧 場 所	環境生活部地球環境課、中濃振興局中濃事務所及び関市役所																		
日坂特別保護地区	森林鳥獣生息地の保護区	場の確保するため、鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。																	
安桜山特別保護地区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該地域は、関市の中心部に位置し、南側は商店街、北側については区画整理された住宅地で、東西両側も住宅密集地である。特に、当該鳥獣保護区の中でも安桜山を中心とする山林内は関市が管理する遊歩道や東屋があり、市民の憩いの場になっていることから、自然環境が適切に保全され、住宅地の中にもありながら多種多様な野鳥の宝庫として、特に重要な区域となっている。そこで、特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。																	
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">○特定非営利活動法人の定款変更認証申請</p> <p style="text-align: center;">特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成二十二年四月三十日</p> <p style="text-align: center;">岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十二年四月十三日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人グループホームいきいき</p> <p>三代 表 者 の 氏 名 沖村 勇夫</p> <p>四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市萩原町西上田二〇九六番地三</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、精神障害者のグループホーム事業の充実を図ることを通じて精神障害者及びその家族が不安のない生活が送れる環境を提供、また精神福祉の増進に関する事業を行うことにより地域福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">○大規模小売店舗の新設の届出に関する件</p> <p style="text-align: center;">大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。</p> <p style="text-align: center;">なお、その届出書等は平成二十二年四月三十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。</p> <p style="text-align: center;">また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。</p> <p style="text-align: center;">平成二十二年四月三十日</p> <p style="text-align: center;">岐阜県知事 古 田 肇</p>																			

四 一から三までに掲げる事項の縦覧場所

一 届出年月日
平成二十二年四月十六日

二 届出者の氏名又は名称
株式会社ケヨー

三 建物の名称及び所在地
(仮称)ケヨーデイツー大垣赤坂店
大垣市赤坂町字河原一七八〇番 外

四 大規模小売店舗の新設日
平成二十二年十二月十七日

五 店舗面積
五、〇六一平方メートル

六 駐車場の収容台数
一六八台

七 荷さばき施設の面積
一〇〇平方メートル

○大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十二年四月三十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び飛騨振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日
平成二十二年四月十六日

二 届出者の氏名又は名称
株式会社パロー

三 建物の名称及び所在地
(仮称)パロー高山南店
高山市花里町二丁目八一番一 外

四 大規模小売店舗の新設日
平成二十二年十二月十七日

五 店舗面積
一、六三八平方メートル

六 駐車場の収容台数
九四台

七 荷さばき施設の面積
一四六平方メートル

○大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十二年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出者の氏名又は名称
株式会社パロー

三 建物の名称及び所在地
(仮称)ホームセンターパロー大垣赤坂店
大垣市赤坂町字河原一七八〇番 外

○高山都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十二年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称
高山都市計画特別用途地区

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び高山市基盤整備部都市整備課

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十二年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名 年月日 役名 氏 名 住 所

大垣土地改良区 平成 二二・四・六 監事 佐藤 嘉樹 大垣市今町 二丁目四番地

同 松岡 朝雄 同 宿地町 一〇三五番地
同 大橋 典夫 同 桜町 一三一番地
同 山田 五男 同 南市橋町 一六六〇番地一

就任した役員

土地改良区名 年月日 役名 氏 名 住 所

大垣土地改良区 平成 二二・四・二 理事 藤田 浅美 大垣市野口 一丁目二番地二

平成 二二・四・七 監事 大屋 敏之 同 新田町 二丁目九五二番地
同 棚橋 重樹 同 荒尾町 一三〇四番地一

同 説田 武紀 同 小泉町 二〇四番地

同 多賀 徹 同 青野町 六二番地

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十二年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名 年月日 役名 氏 名 住 所

高須輪中土地改良区 平成 二三・三・三 理事 平野 義明 海津市海津町古中島 三〇三番地

同 西脇 幸雄 同 平田町野寺 二六八番地
同 伊藤 巖 海津市海津町帆引新田 一〇〇番地
同 西脇 弘 同 平田町今尾 一九〇五番地
同 伊藤 隆 海津市海津町鹿野 六三〇番地
同 大倉 一義 同 駒ヶ江 六八三番地
同 伊藤 仁夫 同 福江 三〇二番地
同 伊藤 榮俊 同 福岡 四六一番地一

同 兒玉 乃木雄 海津市平田町幡長 四八八番地一
同 近藤 正城 同 蛇池 六九番地
同 田中 芳則 同 三郷 一三三八番地

同 古川 幸夫 同 高田 九五〇番地
同 小野 順一 同 脇野 三七〇番地

定により公示する。

平成二十二年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区 年月日 役名 氏 名 住 所

養老町石 平成 理事 若 山 二十三 養老郡養老町橋爪 八五番地一
畑土地改良区 三三・三三・三二

就任した役員

土地改良区 年月日 役名 氏 名 住 所

養老町石 平成 理事 細 川 時 佳 養老郡養老町明德 二六番地一
畑土地改良区 二二・四一

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
多 芸 東 部 土 地 改 良 区	平成二二・四・一六

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
南 濃 北 部 土 地 改 良 区	平成二二・四・二〇

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
高 須 輪 中 土 地 改 良 区	平成二二・四・二二

平成二十二年四月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・オール・テクノセンター